

北上市告示甲第70号

令和6年度北上市生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

令和6年12月23日

北上市長 八重樫 浩 文

令和6年度北上市生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、生活困窮者等が負担する灯油代、電気代、ガス代等のほか、冬季の生活を支える防寒用品及び雑貨類等の購入に係る経費（以下「灯油購入費等」という。）の一部を助成することにより、原油価格の高騰による生活困窮者の冬期間の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象世帯)

第2 助成の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、令和6年12月1日（以下「基準日」という。）において北上市の住民基本台帳に登録され、かつ、令和6年度の市町村民税が非課税である世帯であって、次のいずれかに該当する世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯とする。

- (1) 基準日現在において世帯員が65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その保護者が交付を受けているときは、本人）であって、当該身体障害者手帳に記載されている障害等級が1級又は2級のものが属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者（その保護者が交付を受けているときは、本人）であって、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAのものが属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級のものが属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者であって、障害等級が1級のものが属する世帯
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別障害者手当の受給資格

の認定を受けている者が属する世帯

- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金を支給されている者であって、障害等級が1級のもの（支給を一時停止されている者を含む。）が属する世帯

- (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯
（助成額）

第3 灯油購入費等の助成は、助成対象世帯1世帯につき7,000円の助成金を支給することにより行うものとする。

（受給資格者）

第4 灯油購入費等の助成を申請し助成金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、助成対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者とする。

（代理人の範囲）

第5 受給資格者の代理人として灯油購入費等の助成を申請し助成金を受給できる者は、次の各号に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日時点において受給資格者の属する世帯の世帯構成員である者
- (2) 受給資格者の法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給資格者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

（支給の申込み）

第6 市長は、助成対象世帯のうち令和5年度北上市生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第75号）の規定による助成金の支給を受けた者その他の金融機関の口座を把握できる受給資格者に対し、北上市灯油購入費等助成金支給のお知らせ（様式第1号）により支給の申込みを行い、助成金の受給の意向を確認するものとする。

2 支給の申込みを受けた受給資格者（以下「積極支給対象者」という。）が、前項の金融機関の口座と異なる口座に助成金の振込を希望するときは、その旨を書面により申し出るものとする。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、積極支給対象者に対し助成金を支給するものとする。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

（申請等）

第7 第6の規定による支給の申込みを受けなかった受給資格者は、助成金を受給しようとするときは、令和7年2月28日までに、北上市灯油購入費等助成金支給申請書兼請求書（様式第2号。以下「申請書」という。）に公的身分証明書（官公署が発行する運転免許証、旅券その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）の写し及び振込先口座番号の確認書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 代理人が申請する場合にあっては、代理人は前項の申請書に加え、受給資格者からの委任状、代理人の公的身分証明書の写しその他必要に応じて申請者との間の代理関係を確認できる書類を提出しなければならない。

（助成の決定）

第8 市長は、第7の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の支給を決定し、不適当と認めたときは北上市灯油購入費等助成金不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給の決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、助成金を支給するものとする。

（助成の方法）

第9 助成金の支給は、積極支給対象者又は申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

（支給の取扱い等）

第10 助成金の支給決定後において、申請書の記入の誤り又は第9第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他受給資格者又はその代理人の責に帰すべき事由により令和7年3月31日までに支給ができなかったときは、助成金の受給を辞退し、又は申請を取り下げたものとみなす。

（助成金の返還）

第11 市長は、偽りその他不正な手段により、灯油購入費等の助成を受けた者がいるときは、その支給決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補則）

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 6 関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

北上市長

北上市灯油購入費等助成金支給のお知らせ

あなたの世帯は、北上市灯油購入費等助成金の支給要件に該当するので、次のとおり支給します。

記

- 1 対象内容
- 2 支給額
- 3 振込予定日
- 4 振込口座

様式第 2 号（第 7 関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住 所
氏 名

北上市灯油購入費等助成金支給申請書兼請求書

灯油購入費等の助成を受けたいので、令和 6 年度北上市生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業実施要綱第 7 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、支給要件確認のため、私及び私の属する世帯員に係る住民基本台帳、市民税課税状況、身体障害者台帳等の個人情報をも市が閲覧することについて同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

- 1 対象世帯
- 2 対象内容
- 3 振込口座

※代理人が申請する場合は、裏面の委任欄を記入してください。

【代理申請(受給)を行う場合】

(申請書裏面)

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人住所	
	代理人氏名			
			日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、灯油購入費等助成の申請、受領を委任します。		世帯主氏名	住所 氏名 (署名又は記名押印)	

様式第 3 号（第 8 関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

北上市長



北上市灯油購入費等助成金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました灯油購入費等助成金の支給については、次の理由により不支給とすることに決定しましたので通知します。

記

不支給決定の理由